

国保税の計算方法

下表のとおり世帯単位で税率が決められています。

	医療分 国保の医療費にあてる分	支援金分 後期高齢者医療制度を支える分	介護分 40～64歳の加入者にかかる介護保険料
所得割額 世帯の所得に応じて計算	加入者の基準総所得金額 × 6.5%	加入者の基準総所得金額 × 2.4%	該当者の基準総所得金額 × 1.9%
均等割額 世帯の加入者数に応じて計算	加入者数 × 27,000円	加入者数 × 9,600円	該当者数 × 9,000円
平等割額 一世帯につき計算	一世帯につき 18,000円	一世帯につき 6,700円	一世帯につき 5,100円
12か月分の国保税 =	限度額 65万円 まで	限度額 20万円 まで	限度額 17万円 まで

国保税が減額される場合

● 限度額を超えた場合の減額

医療分65万円、支援金分20万円、介護分17万円をそれぞれ超えた額が減額されます。

● 低所得世帯に対する減額

前年の所得が以下の基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額が減額されます。

(基準を下回っていても、所得が申告されていない世帯は軽減されません。必ず所得申告してください!)

軽減割合	軽減対象となる所得の基準
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1)
5割	43万円 + 29万円 × 被保険者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1)
2割	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等の数 ^{※1} - 1)

※1 一定給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける者さらに、65歳以上の公的年金所得者には15万円の控除が適用されます。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

● 後期高齢者医療制度への移行にともなう減額

国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保の加入者が一人だけとなった場合、5年間医療分と支援金分の平等割額が半額になり、そのあとの3年間は4分の1減額になります。

● 未就学児に対する減額

国保加入者で、未就学児(小学校入学前の児童)は、均等割額が半額になります。

申請により国保税が減額される場合

● 倒産・解雇などによる失業者の減額

以下の要件すべてに当てはまる人の前年の給与所得を、100分の30とみなして国保税を算定します。

- 1 平成21年3月31日以降に離職し、離職時の年齢が65歳未満である。
- 2 雇用保険受給資格者証^{※3}を持っている。
- 3 雇用保険受給資格者証の「離職理由欄コード」が、11,12,21,22,23,31,32,33,34のいずれかに該当。

※3.雇用保険受給資格者証はハローワークで発行されます。減額申請時に役場へご提示ください。

● 後期高齢者医療制度への移行にともなう減免

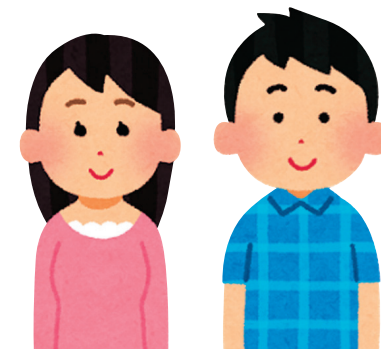
会社の健康保険など(国民健康保険組合を除く)に加入している人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳以上の人)が国保に加入する場合、国保税が減免されます。

● 災害などによる減免

火災や地震など重大な損害により納付が困難になった場合、国保税が減免される場合があります。

国保税はみなさんの医療費にあてられる大切な財源です。

**納付にご協力
お願いいたします。**



「国民健康保険税 納税通知書」の見方

※下記口座から振替させていただきます。 下記に記載のある方は口座振替納税です。

金融機関名		
口座種別	振替区分	口座番号
口座名義人		

納組コード	
納組名称	

※この納入通知書は「世帯主」宛にお送りしております。世帯主が他の保険に加入している場合も同様です。

年度 国民健康保険税の算定細目			保険証番号		通知書番号	
区分	医療分	税額	支援金分	税額	介護分	税額
所得割	加入者全員の額(※1)円 × %	円	円	%	円	円
均等割	加入者数 × 円	円	円	円	円	円
平等割額	1世帯×平等割額	円				円
合計(A)		円				円
軽減額	軽減区分					
	均等割額	低所得世帯に対する減額がある場合に記載あり				円
	平等割額					円
軽減額計(B)		円				円
限度超過額(C)	限度額を超えた場合に記載あり					円
増減調整額(D)		円				円
条例減免額(E)	減免がある場合に記載あり					円
減免額(F)		円				円
年税額(一般・退職合計) (A-B-C+D-E-F)	① 加入月数で月割りした額		②		③	円

年税額 (①+②+③)	今年度に納付する金額(※3)	円
----------------	----------------	---

年税額	
今年度に納付する金額(※3)	円

※明細は次紙のとおり

保険税納付方法等	
徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	円

		通知書番号	
期別	納期限	納付額	
1期		円	
2期		円	
3期		円	
4期		円	
5期		円	
6期		円	
7期		円	
8期		円	
9期		円	
随時期		円	
随時期		円	
随時期		円	
随時期		円	
月別		徴収額	
4月		円	
6月		円	
8月		円	
10月		円	
12月		円	
2月		円	



普通徴収額に金額の記載がある人

同封された納付書により役場や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付するか、口座振替を利用して納付していただきます。

※クレジットカード、インターネットバンキングで納付する場合は「地方税お支払サイト」にアクセスしてください。



特別徴収額に金額の記載がある人

以下の要件すべてに当てはまるため、世帯主の年金から天引きさせていただきます。

- ①世帯主を含め、世帯の国保加入者全員が65歳から74歳である。
- ②世帯主が、年額18万円以上の年金を受給している。
- ③世帯主の介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の半分以上である。

年金天引きを希望されない人は、役場へ申請すると口座振替にできる場合があります。



次の場合、年金天引きが中止になり普通徴収に切り替わります。

- * 国保税が減額更正になったとき
- * 世帯主が年度中に75歳に到達するとき など

* 翌年度4月・6月・8月の特別徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。

前年度			本年度		
10月	12月	2月	4月	6月	8月
			仮徴収		本徴収

同額を仮に納めます。

●仮徴収(暫定賦課)

国民健康保険税は、住民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険税での徴収ができないため、暫定保険税での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月と同額になります。

●本徴収(本算定賦課)

10月、12月、2月は、確定した年税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

- (※1) 前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額です。
- (※2) 医療分・支援金分は加入者全員が該当しますが、介護分については加入者のうち40～64歳までの人が該当になります。
- (※3) 年度途中で国保税が変更になると、役場から納税変更通知書が届きます。(例: 40歳到達により介護分が発生し、増額になった場合など)